

福岡県バス対策協議会について

1. 設立経緯

平成12年5月に成立した改正道路運送法（H14.2 に施行）により、乗合バス事業に係る路線の休廃止について、許可制から届出制となり、路線廃止の増加に伴う、地方への影響が危惧された。

このため「道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業の路線等の休止又は廃止に関する手続きの取扱いについて」（実施要領）が定められ、以下の対応が求められることとなった。

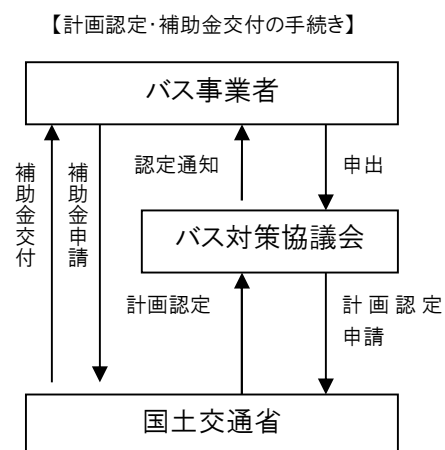
- ①休廃止への対応（代替交通の確保や、補助金による路線維持）を検討するため「バス対策協議会」（地方運輸局、自治体、交通事業者で構成）を組織すること
- ②事業者は休廃止の届出に先立って「バス対策協議会」に路線の休廃止の意向を申し出ること
- ③交通事業者が運行に係る国庫補助を申請するためには、バス対策協議会が策定する「地域間幹線系統確保維持改善計画」に補助をすべき路線と認定されること

このため、本県では、平成12年5月に本協議会が設立された。

2. 地域公共交通確保維持改善事業(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金)の概要

複数市町村にまたがる赤字路線バスについて、①運行経費及び②運行の用に供するワンステップまたはノンステップ車両の減価償却費に対して1/2を補助（残り1/2は県が補助）。

年度		R1	R2	R3（今回計画）
申請事業者数		9	9	10
系統数		42	38	39
車両数		5台	6台	7台
国補助 金額 (千円)	運行費	137,051	131,740	139,240
	車両	7,190	6,909	7,515
	合計	144,241	138,649	146,755
県補助 金額 (千円)	運行費	144,916	128,943	-
	車両	7,190	6,909	-
	合計	152,106	135,852	-



※国補助額は当初計画申請額を記載。県補助額は R1 は実績額、R2 は予算額を記載。

3. 地域間幹線系統確保維持計画(バス対策協議会策定)

補助対象と認められる路線について「目的・必要性」、「効果・目標」、「運行計画」、「生産性を向上させる取組」を定めたもの。

4. 福岡県バス対策協議会

<委員>

- ・九州運輸局自動車交通部長
- ・九州運輸局福岡運輸支局長（副会長）
- ・福岡県企画・地域振興部長（会長）
- ・福岡県市長会会長
- ・福岡県町村会会長
- ・一般社団法人福岡県バス協会会長

(臨時委員)

- ・関係市町村の職員
- ・関係バス事業者の代表者